

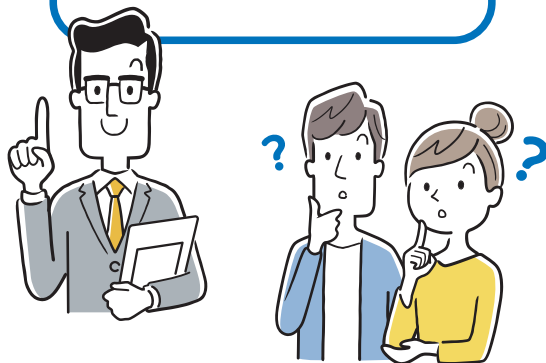
戸籍がないと どうなりますか？

住民票やパスポートは、
原則つくられません。

(一定の要件を満たしていれば、つくられる
場合があります。)

資格を取得するために、
戸籍の証明を求められる
ことがあります。

親の遺産を相続する場
合に、親子の証明ができ
ないことがあります。



無戸籍相談窓口一覧

「無戸籍の相談のことで」とお伝えください

北海道	札幌法務局	011(709)2311	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	函館地方法務局	0138(23)9526	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
	旭川地方法務局	0166(38)1165	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
	釧路地方法務局	0154(31)5015	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎
東北	仙台法務局	022(225)5611	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
	福島地方法務局	024(534)1933	福島市霞町1-46 福島合同庁舎
	山形地方法務局	023(625)1617	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
	盛岡地方法務局	019(624)1141	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
関東・甲信越・静	秋田地方法務局	018(862)6531	秋田市山王7-1-3
	青森地方法務局	017(776)9021	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎
	東京法務局	03(5213)1344	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
	横浜地方法務局	045(641)7461	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
中部	さいたま地方法務局	048(851)1000	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
	千葉地方法務局	043(302)1316	千葉市中央区中央港1-11-3
	水戸地方法務局	029(227)9916	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
	宇都宮地方法務局	028(623)0921	宇都宮市小幡2-1-11
近畿	前橋地方法務局	027(221)4420	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
	静岡地方法務局	054(254)3555	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
	甲府地方法務局	055(252)7176	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
	長野地方法務局	026(235)6629	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎
中国	新潟地方法務局	025(222)1565	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
	名古屋法務局	052(952)8072	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	津地方法務局	059(228)4192	津市丸之内26-8 津合同庁舎
	岐阜地方法務局	058(245)3181	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
四国	福井地方法務局	0776(22)4344	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
	金沢地方法務局	076(292)7829	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
	富山地方法務局	076(441)6271	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎
	大阪法務局	06(6942)9459	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
九州・沖縄	京都地方法務局	075(231)0131	京都市上京区荒神口通河原町東入上生州町197
	神戸地方法務局	078(392)1821	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
	奈良地方法務局	0742(23)5534	奈良市高畑町552
	大津地方法務局	077(522)4671	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
中国	和歌山地方法務局	073(422)5131	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎
	広島法務局	082(228)5765	広島市中区上八丁堀6-30
	山口地方法務局	083(922)2295	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
	岡山地方法務局	086(224)5659	岡山市北区南方1-3-58
九州・沖縄	鳥取地方法務局	0857(22)2260	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
	松江地方法務局	0852(32)4230	松江市母衣町50 松江法務総合庁舎
	高松法務局	087(821)6191	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
	徳島地方法務局	088(622)4824	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎※
九州・沖縄	高知地方法務局	088(822)3331	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい県都合同庁舎
	松山地方法務局	089(932)5712	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎
	福岡法務局	092(721)9334	福岡市中央区舞鶴3-5-25
	佐賀地方法務局	0952(26)2185	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎
九州・沖縄	長崎地方法務局	095(820)5953	長崎市万才町8-16
	大分地方法務局	097(532)3347	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
	熊本地方法務局	096(364)2182	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
	鹿児島地方法務局	099(219)2105	鹿児島市山下町13-10 鹿児島第3地方合同庁舎
九州・沖縄	宮崎地方法務局	0985(22)5250	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎
	那覇地方法務局	098(854)7953	那覇市樋川11-15-15 那覇第1地方合同庁舎

上記以外にも相談窓口があります。

詳しくは、上記お近くの無戸籍相談窓口にお問合せください。
受付時間：平日 9:00～17:00

※令和7年7月頃に「徳島市徳島町2-17徳島法務総合庁舎」への移転を予定しています。 令和7年2月発行

無戸籍の方へ

あなたの 戸籍を つくるために

一人で悩まないで、
まずはご相談を。



法務省ホームページ

「無戸籍でお困りの方へ」

無戸籍 法務省



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

戸籍って なんですか？

戸籍とは、人が、いつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの**身分関係を登録**し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。



戸籍のない方が子を産んだ場合に、その**生まれてきた子もまた無戸籍**になってしまうことがあります。



戸籍をつくるための流れ

①

電話する

お近くの**無戸籍相談窓口**まで。
(裏面をご参照ください。)

戸籍がない方で本人でなくても相談できます。



②

相談する

相談窓口でお話を聞いた上で、お一人お一人に寄り添いながら丁寧に手続をご案内します。

相談は無料です。 秘密は必ず守ります。

お気軽にご相談ください。



③

手続を行う

戸籍をつくるために裁判の手続(※)が必要な場合には、そのための案内をします。

専門家の関与が必要な場合には、弁護士会・日本司法支援センター(法テラス)をご案内します。各種行政サービスのことでお困りの方は、お住まいの市区町村等各種サービスの相談窓口にお問合せください。

※日本国籍を有しているにもかかわらず戸籍がない方について、家庭裁判所の許可によって戸籍をつくるための就籍という手続があります。詳しくは、お近くの無戸籍相談窓口まで。

※民法改正前は、原則として、父のみが、裁判手続によって父子関係を否認することができるとされていました。しかし、令和4年の民法改正によって、**令和6年4月1日以降に生まれた子については、子及び母も、この裁判手続をすることができるようになりました。**

民法の改正の詳しい内容はこちらをご覧ください。

●法務省ホームページ

「民法等の一部を改正する法律について」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html



④

戸籍がつくられる

まずは、**無戸籍相談窓口**に
ご連絡ください。



上記について、**Youtubeの法務省チャンネル**にて動画を公開しています。

法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp/MINJI/pamphlet.html> からご覧ください。



戸籍がなくお困りの方をご存じの方からのご相談もお待ちしています。